

平成28年度外部評価シート

1 概要（第4次長期総合計画に掲げる事項）		
NO、施策名	11	子どもが健やかに生まれ育つことへの支援
施策の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・だれもが安心して子どもを産み育てることができ、子ども自身ものびのびと健やかに成長することができる環境づくりを進める。</li> <li>・関連機関との連携のもと、子育て家庭が必要とする保育や、子育てに関する情報、サービスの提供を進めるとともに、地域社会において、子どもたちの健全育成を支える基盤の充実を図る。</li> </ul>	
NO、基本事業名	11-01	保育サービスの充実
基本事業に係る基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育需要に柔軟に対応し、家庭の実態や意向を踏まえ、規制緩和や新たな制度の創設、体制の強化により、利用しやすい子育て支援サービスを提供していくとともに、病児・病後児保育などの保育サービスの確保・充実のため、民間活力の導入を進める。</li> <li>・待機児童の解消のため、保育所の定員の弾力化などによる受け入れ枠拡大や建替え・整備を進めるとともに、民間の認可保育所や認証保育所の開設の推進に努める。</li> <li>・放課後児童クラブ運営指針に沿った、学童保育所の施設・設備、機能の充実にも努める。</li> <li>・子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるための新しい枠組みである「子ども・子育て支援新制度」への対応を図る。</li> </ul>	
NO、施策名	13	生涯学習の推進
施策の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・だれもが生涯を通じて主体的に学び、スポーツや文化・芸術に親しみ、日常生活において、ゆとりや豊かさを実感できるよう、生涯学習活動の充実にも努める。</li> <li>・市民の生涯学習活動を支えるさまざまな資料や情報の蓄積にも努めるとともに、高度化、多様化する利用者ニーズに的確に対応し、学習の成果を地域活動で生かせる環境や交流の機会の充実を図る。</li> </ul>	
NO、基本事業名	13-01	生涯学習活動の充実
基本事業に係る基本的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人ひとりが、豊かな人生を送り、生涯を通じていつでも主体的に学び続けられるよう、生涯学習センターが中心的・総合的な機能を果たすとともに、学校、家庭、地域、団体及び行政が一体となって生涯学習の推進に努める。</li> <li>・いつでも、だれでも気軽に市民文化・生涯学習活動に参加できる体制を整えるとともに、活動の成果を地域に還元できるよう支援にも努める。</li> <li>・市民のニーズに応じた生涯学習講座の提供にも努めるとともに、社会環境の変化に応じ、市民が学習活動を通して情報の選択能力を高め、現代的な課題の解決能力を身につけられるよう支援する。</li> <li>・市民生活や地域の課題に対応できる学習の場として、地域の人材等を講師とした講座「市民大学」を提供し、学習と成果発表の両面の期待に応えた生涯学習の機会を展開していく。</li> </ul>	

2 当該基本事業に属する事務事業		
事務事業番号	事務事業名	「施策の基本的な考え方」及び「基本事業に係る基本的な方向性」に照らした所管課評価（貢献度評価）
11-01-10	学童保育所管理運営事業 【放課後児童健全育成事業（運営及び管理）】	「児童福祉法」や「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、保護者の就労等の理由で、放課後、保護者が不在の小学生に対し、健全な育成支援を行う事業である。同事業は平成27年4月から対象が小学3年生から小学6年生に拡大し、入所申請者数及び入所児童数ともに増加し、待機児童も発生している。また、平成27年3月に策定された「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」においても、今後、利用者希望者の増加が見込まれている。このような中、学校施設（放課後に学童保育所として活用できる特別教室等）の借用や弾力的受入により、学童保育所の待機児童解消に一定の効果ができていると考えている。
13-01-10	放課後子供教室推進事業	国が推進する「放課後子ども総合プラン」及び東京都の「放課後子供教室推進事業実施要綱」に基づき、東久留米市では、平成27年度2学期より、第九小学校、小山小学校、南町小学校の3校で放課後子供教室を試行的に実施することとなった。ここで実施から1年が経過し、活動プログラムへの、市内運動チーム、青少年連絡協議会の協力をいただけるようになってきており、地域の皆さんにも協力いただきながら実施できる事業となってきたところである。従って、国が推進する子どもたちの活動拠点を確保し、地域住民との交流を通じたさまざまな体験・交流活動等が実施されてきているとともに、基本事業に示す学校、家庭、地域、団体及び行政が一体となった生涯学習の推進が図られている。

### 3 評価の視点

両事業は、それぞれ事業目的は異なるが、児童に対し放課後の居場所を提供するものとして実施しているものである。同一学校内の放課後の活動として、その効率的なあり方について提言を求めるものである。

### 4 外部評価結果

学童保育所の対象の拡大、放課後子供教室の実施校の拡大に伴い、今後全ての小学校において両事業を実施していく際には、運営にあたっての人員と場所の確保といった課題がある。

人員の確保については、先行自治体の例なども参考にしつつ、地域や学生ボランティアの活用などについて調査・検討を進めていく必要がある。

事業実施場所の確保については、教育委員会、特に学校の協力は欠かせないものであるため、教育委員会との協力体制を構築するなどして、放課後に使われていない教室等の活用も含めた事業実施場所の検討を進めていただきたい。

人員や場所の確保の課題からも、両事業を一体的に運営する方策について、現在の事業実施体制に捉われず、様々な角度から調査・検討をし、関係する部署間で調整を図りながら、効率的で効果的な事業運営方法を検討する必要がある。

### 5 外部評価結果に対する市としての方針

放課後子どもプランの推進は、共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保するとともに、次世代を担うすべての児童が多様な体験・活動を行うことができる環境整備を図っていく点からも重要であると考えていますが、ご指摘のとおり、人員や場所といった課題が存在し、効率的・効果的な運営という側面からも課題はあるものと考えています。

人員の確保については、放課後子供教室においてはご提案のあった地域や学生ボランティアなどの協力等も視野に入れて、さまざまな人材確保策を検討していきます。また、学童保育所児童厚生員（放課後児童指導員）の確保についても、募集案内の広報活動を工夫するなど人員確保に向けた取り組みを進めます。

場所については、放課後等に一時的に使われていない教室等の活用を積極的に推進していく方向で、教育委員会、学校などの関係機関との調整を行い、協力を求めていきます。

両事業は、同一学校内の事業であり、かつ、対象者も放課後の児童であることから、それぞれの事業目的を損なうことなく、現行体制での人員や場所の確保状況を勘案の上、一体型を中心とした運営などによる効率的・効果的な事業運営方法について、検討してまいります。